財政健全化判断比率の状況

高 梁 市

健全化判断比率と資金不足比率の概要

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この財政健全化法では、各自治体が財政の健全化に関する比率を公表し、各指標が基準を超えた場合には、計画の策定が義務付けられ、財政の早期健全化や再生また公営企業の経営の健全化を図る必要があります。

高梁市の平成23年度決算に伴う健全化判断比率等は次のとおりです。

財政健全化法に基づく指標数値

指標	内容	高梁市の 比率(%)	早期健全化 基準(%)	財政再生 基準(%)
実質赤字比率	一般会計等の実質赤字額の標 準財政規模に対する比率	_	12.75	20.00
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字 額の標準財政規模に対する比 率	-	17.75	30.00
実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償 還金及び準元利償還金の標準 財政規模に対する比率	16.0	25.0	35.0
将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき 実質的な負債の標準財政規模 に対する比率	98.5	350.0	_

*赤字比率の「-」は黒字を表す

資金不足比率

特別会計の名称	内容	高梁市の 比率(%)	経営健全化 基準(%)
水道事業特別会計	公営企業ごとの資金不足額の 事業規模に対する比率	-	20.0
国 民 健 康 保 険 成羽病院事業会計	"	_	20.0
簡 易 水 道 事 業 特 別 会 計	"	_	20.0
下 水 道 事 業 特 別 会 計	"	-	20.0
地 域 開 発 事 業 特 別 会 計	"	_	20.0

^{*}資金不足比率が発生していない場合は、「一」表示

財政健全化判断比率等の対象について

区 分			対	象	会	計	等		(財i	政係	全	化流	去)				
	一般	会計		一般会	計				実質	<u> </u>	1	\	/\ 		/\ 	7	
地方			会計 養 報		養護老. 軽費老. 住宅新	人ホー。 人ホー。	特別会計 ム特別会 ム特別会 等貸付事 事業特別	計 計 業特別:	会計	質赤字比率		連結実質赤字比		実質公		将来	
八公共団体			公営	後期高	齢者医療	特別会計 療特別会 会計 ホーム特	:計				·比率		债 費 比		負担		
	うち	法適用企 業会計	事業会計	水道事		会計 成羽病院	事業会詞	計					率		比	資金不	
	公営 企業 会計	法非適用 企業会計		下水道	事業特別	特別会計 別会計 特別会計				7] \/	7			率	不足比率	
一部事務組合・広域連合			岡山県河岡山県河	市町村	組合総合事務とのおける。 おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいまい おいま	広域連行 l合	<u></u>	***************************************	W0000000000000000000000000000000000000	100000000000000000000000000000000000000	2		7				
坤	地方公社・第三セクター等(県					発公社 标振興財 有漢		***************************************						_		7	

<指標の基準>

- (1) 自治体財政の状況を3つの区分に分類します。
 - ① 健全段階
 - ② 早期の財政健全化が必要な自治体(早期健全化団体)
 - ③ 財政の再生が必要な自治体(財政再生団体)
- (2) 公営企業についても、公営企業ごとの資金不足比率が経営健全化基準以上となっ た場合には、経営健全化計画を定めます。

良好	財政の悪化度合い	悪化				
①健全段階	②早期健全化団体	③財政再生団体				
財政指標の整備と情報開示の徹底	自主的な改善努力による財政健	国等の関与による確実な再生				
	全化	財政再生計画の策定				
	財政健全化計画の策定	財政再生計画の国の同意				
	外部監査の要求	外部監査の要求				
		地方債の制限				

実質赤字比率

一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

実質赤字比率= <u>一般会計等(普通会計)の実質赤字額</u> 標準財政規模

-3. 13% = <u>- 483,775 (黒字の場合は負の値)</u> 15. 434, 982

*マイナス数値は、黒字を表します。

連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

実質赤字比率= <u>連結実質赤字額</u>標準財政規模

-21. 26%= -3, 281, 583(黒字の場合は負の値) 15. 434, 982

*マイナス数値は、黒字を表します。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

実質公債費比率= (特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額) (3ヵ年平均) 標準財政規模ー(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

平成21年度 18.2

平成22年度 15.2

平成23年度 14.7 実質公債費比率(3ヵ年平均) 16.0%

将来負担比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将来負担額一(充当可能基金額+特定財源見込額+

将来負担比率= 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)

標準財政規模一(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)

 $98. 5\% = \underline{12, 057, 750}$ 12, 234, 067

公営企業における資金不足比率

公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率

資金不足比率 = <u>政令で定める資金の不足額</u> 政令で定める事業の規模